消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和６年４月 19 日

製品安全誓約（日本国）に基づく出品削除要請への対応状況について

（重要業績評価指標速報版　３月）

製品安全誓約（日本国）に署名したオンラインマーケットプレイス事業者が、製品安全誓約（日本国）第３項目の規定に基づき、規制当局から出品削除要請を受け、リコール製品や安全ではない製品として特定し、出品削除した製品について、その対応状況の概要を次のとおり公表します。

なお、対象期間は、令和６年３月１日から 31 日までとなります。

○　出品削除要請への国内全体の対応状況

１．規制当局から出品削除要請を受け、オンラインマーケットプレイス事業者が、リコール製品や安全ではない製品として特定した件数（出品数）：12 件 [1]

２．オンラインマーケットプレイス事業者が、出品削除要請を受けた日の翌営業日から起算して、２営業日までに出品削除した件数（出品数）：12 件 [2]

３．出品削除の実施割合：100%（12 件/12 件）

４．主な出品削除製品群の名称

・直流電源装置（AC アダプター）
・電気サウナバス
・エル・イー・ディー・電灯器具

＜本件に関する問合せ先＞
消費者庁消費者安全課
TEL：03-3507-8800(代表)
URL：https://www.caa.go.jp/

[1] 令和６年３月中に、署名したオンラインマーケットプレイス事業者が、規制当局から出品削除要請を受け、リコール製品や安全ではない製品として特定した製品の件数ベースで計上。
[2] 当該製品件数のうち実際に出品削除した製品の件数ベース（４月に出品削除したものも含む。）で計上。

○　参考

１．規制当局

・消費者庁
・総務省消防庁（消防法）
・厚生労働省（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）
・経済産業省（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、高圧ガス保安法）
・国土交通省（道路運送車両法）

２．署名したオンラインマーケットプレイス事業者

・アマゾンジャパン合同会社（Amazon.co.jp）
・eBay Japan 合同会社（Qoo10）
・au コマース＆ライフ株式会社（au PAY マーケット）
・株式会社メルカリ（メルカリ、メルカリ Shops）
・株式会社モバオク（モバオク）
・LINE ヤフー株式会社（Yahoo!ショッピング、Yahoo!オークション、Yahoo!フリマ、LINE ギフト）
・楽天グループ株式会社（楽天市場、楽天ラクマ）

３．参照条文

(1) 製品安全誓約（日本国）第３項目

規制当局から出品削除要請を受けてから２営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。

(2) 製品安全誓約（日本国）～事業者向けガイダンス～Ⅵ　具体的内容　第３項目（抜粋）

消費者庁は、月次で、出品削除要請とその対応結果[3]の速報版（主な出品削除製品群の名称を含みます。）を消費者庁ウェブサイトに掲載します。

[3] 算出式は次のとおり。
・規制当局から出品削除要請を受け、オンラインマーケットプレイス事業者が、リコール製品や安全ではない製品として特定した件数（出品数）:(A)
・出品削除要請を受けた日の翌営業日から起算して、２営業日までに出品削除した件数（出品数）:(B)
・その実施割合：(B/A)